

平成24年8月9日
郵便局株式会社
郵便事業株式会社

時給制契約社員の雇用手続について

平成24年10月1日の2社統合に伴い、時給制契約社員は会社統合日前日に期間満了となるが、引き続き雇用する者は、統合日に日本郵便株式会社で採用することとなるため、雇用手続等については、下記のとおり取扱うこととしたい。

記

1 雇用手続

平成24年10月1日以降、引き続き雇用する時給制契約社員については、通常どおり、8月末に期間満了予告通知書、10月1日に労働条件通知書を交付し、日本郵便株式会社に雇用することを通知する。

なお、郵便事業会社は統合に伴い事業所名が変わるので、期間満了予告通知書で変更後の事業所名（〇〇郵便局）を通知する。

2 労働条件

10月以後も引き続き同じ業務に従事する場合は、次の事項を引き継ぐ。

- (1) 平成24年8月のスキル評価の結果（スキルレベル）
- (2) 年次有給休暇の残日時数、年次有給休暇発給に係る勤続年数